

海外調査における主な聴取項目等について（事務局案）
（民間団体への援助に関する検討会関係）

1. 各国共通

民間団体等の組織体制

- 本部意思決定機関の有無・体制
- スタッフ数（本部・傘下団体（地方支部）別、常勤・非常勤別、有給・無給別）

民間団体等の活動概要及び活動実績

民間団体等の活動の財源（本部・傘下団体（地方支部）別）

全国的な民間団体等が傘下団体（地方支部）を認定する際の基準の有無、内容

全国的な民間団体等から傘下団体（地方支部）に対する財政的援助の有無、内容（傘下団体等の予算に占める割合、援助額、援助を行う際の基準等）

民間団体等に対し、財政的援助以外に連邦政府からどのような援助を行っているか。

自助グループに対する援助・連携協力の有無・内容

各国比較や事実関係等の確認を行うため、上記の聴取項目の中には、既に有識者ヒアリングにて把握した事項も含まれている。

2. アメリカ

犯罪被害者基金の運営体制

犯罪被害者基金の財源として、罰金や保釈保証金、特別賦課金を充てることとした経緯・背景

犯罪被害者基金の財源に充てる罰金等の対象となる罪種についての考え方

「合衆国愛国者法」に基づき、犯罪被害者基金に対して寄付や遺贈等を行う場合に、税制上の優遇措置は受けられるのか。受けられる場合には、その内容。

州被害者支援補助金により民間団体等に対し財政的援助を行う際の、対象となる団体の資格要件の内容・根拠。

犯罪被害者基金以外の連邦政府から民間団体等に対する財政的援助の有無。ある場合には対象となる団体等の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等。

【訪問先候補】司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室（OVC）いずれかの州の被害者支援補助を担当している部局、実際に被害者支援活動を行っている民間組織

3. イギリス

被害者基金の運営体制

被害者基金により性犯罪被害者支援団体等を助成する際の資格要件の有無・内容、対象となる事務の範囲、金額等の上限、支給の経路、支給実績等

被害者基金の財源を一般財源ではなく犯罪収益や刑罰賦課金にした経緯・背景

被害者基金の原資の対象となる罪種の範囲についての考え方

【訪問先候補】内務省、V S本部

4. フランス

I N A V E M以外の民間団体等に対する財政的援助の有無、ある場合には対象となる団体等の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等

【訪問先候補】法務省、I N A V E M本部

5. ドイツ

「白い環」が交通事件関連の罰金からの割当金を活動資金としている理由・背景

「白い環」以外の民間団体等に対する財政的援助の有無、ある場合には対象となる団体等の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等

【訪問先候補】民間団体等に対する財政的援助を担当している部局、

「白い環」本部・地方支部